

## 趣旨

令和4年6月に成立したこども基本法（令和5年4月施行予定）において、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、こども施策の策定等に当たってこどもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方自治体に対し義務付ける規定が設けられた。また、こども家庭庁は、その任務として、こどもの意見の尊重を掲げている。

このため、政策決定過程におけるこどもの意見聴取とその反映及びこどもや若者の参画に関し、地方公共団体の先進事例や諸外国の取組についての情報収集や有識者からのヒアリングを行うとともに、モデル事業を実施し、国の政策決定過程における取組の在り方を明らかにすることを目的として、調査研究を実施する。

## 事業内容

- ① 国内先進事例、諸外国取組事例の収集・分析
- ② 有識者ヒアリング
- ③ 検討委員会の設置
- ④ モデル事業の実施・分析

こども家庭庁の創設に向けてこどもや若者の意見を積極的かつ適切に反映するとともに、こどもの意見聴取とその反映及びこどもや若者の参画の手法等についての課題や改善方策を把握するため、委員会における議論を踏まえて、SNSの活用も含めたモデル事業を実施し、その結果について分析を行う。

## スケジュール（予定）

8月3日	第1回検討委員会（国内先進事例調査案、有識者ヒアリング案について）
8月下旬～9月上旬	第2回検討委員会（調査進捗報告、諸外国事例調査案、モデル事業案）
8月～	国内先進事例、諸外国事例の収集・分析、有識者ヒアリング
10月～12月	モデル事業の実施、分析
10月	第3回検討委員会（調査・モデル事業進捗報告）
11月～12月	第4回検討委員会（モデル事業結果報告、報告書構成案について）
1月～2月	第5回検討委員会（報告書案について）

## ○子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針

～子どもまんなか社会を目指す子ども家庭庁の創設～（令和3年12月21日 閣議決定）（抄）

### 2. 今後の子ども政策の基本理念

#### (1) こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

子ども政策が行われる際には、こどもの最善の利益が考慮されなければならないことは、言うまでもない。こどもが保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく主体であることを認識し、こどもの最善の利益を実現する観点から、社会が保護すべきところは保護しつつ、こどもの意見が年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切に子ども政策に反映されるように取り組む。また、若者の社会参画を促進する。こどもや若者の参画は、政策や取組そのものをより良くするのみならず、社会課題の解決に向けた力を自らが持っているとの自己有用感をこどもや若者が持つことができる機会にもなる。

### 3. 子ども家庭庁の設置とその機能

#### (2) 子どもまんなか社会を目指す子ども家庭庁の基本姿勢

##### ① こどもの視点、子育て当事者の視点

こどもの声に耳を傾けることは、こどもを大切にする第一歩である。こどもの最善の利益を実現する観点から、こどもや若者の意見が年齢や発達の程度に応じて積極的かつ適切に子ども政策等に反映されるよう取り組む。

### 4. 子ども家庭庁の体制と主な事務

#### ③ 企画立案・総合調整部門

##### 1) こどもの視点に立った政策の企画立案・総合調整

こどもや若者から意見を聴くユース政策モニターやユースラウンドテーブルを実施するとともに、各府省で子ども政策を決める際のこどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施などを推進する。審議会・懇談会等の委員等へのこども・若者の参画を促進するとともに、こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取などこどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくりについても検討していく。

こうしたこどもや若者の意見を踏まえ、子ども政策に関連する大綱を一体的に作成・推進する。地方自治体における関連計画の策定を支援する。

### ○こども基本法（令和4年法律第77号）（令和4年6月15日成立、令和5年4月1日施行）（抄）

#### （基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一・二 （抄）

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五・六 （抄）

#### （こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

### ○こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）（令和4年6月15日成立、令和5年4月1日施行）（抄）

#### （任務）

第三条 こども家庭庁は、心身の発達の過程にある者（以下「こども」という。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達に応じて、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務とする。

2・3 （抄）

- こども施策の推進は、全てのこどもについて、こどもの年齢及び発達に応じて、こどもの意見を聴く機会及びこどもが自ら意見を述べる機会を確保し、その意見を十分に尊重することを旨として行うこと。  
(衆・基本法・四、参・基本法・五)
- こども施策の検討に当たっては、こどもや若者の意見を把握するために、特定的手段によることなく多様な手法を検討・活用するとともに、こどもや若者が意見を表明しやすい環境整備に向けて、地方公共団体、教育機関その他の関係機関などと緊密に連携すること。また、こどもの意見形成を促進するために、こどもの年齢及び発達を考慮し、こどもが理解しやすく、かつ、アクセスしやすい多様な方法で十分な情報提供を行うこと。  
(衆・設置法・三、参・設置法・五)
- こどもの年齢及び発達に応じて、こどもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮するための方針を早期に具体化し、その実施に当たっては、関係府省庁に対してその趣旨を徹底するとともに、実効性の確保に向けて恒常的な連携を図ること。  
(衆・設置法・四、参・設置法・六)